

適 格 請 求 書 保 存 方 式

インボイス

制 度

対 策 セ ミ ナ ー 入 門 編

～うち、インボイス関係ある？～

令和5年10月1日から消費税の仕入額控除の方式としてインボイス制度が始まります。インボイスを発行するためには登録申請が必要ですが、登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

今回のセミナーでは、みなさまの会社や事業所はインボイス制度を導入するとどうなる？しないとどうなる？について釜石税務署よりご説明いただきます。



日 時

R4. 11/30 (水)

14:30～16:00

場 所

大槌町新町 38-1

大槌商工会 2階

講 師

釜石税務署 職員

参 加 無 料

商工業者の方ならどなたでもご参加いただけます

定 員

30 名

申し込み
問合わせ

大槌商工会 (担当: 佐々木)

TEL: 0193-42-2536

FAX: 0193-42-3424

E-mail: otsuchi@shokokai.com

参 加 申 込 書

社名・事業所名	
参加代表者氏名	名
電 話 番 号	

申込締切：11/28 (月) 定員となり次第受付を終了いたします